鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱

（趣　旨）

第１条　知事は，離島・へき地医療確保，地域住民の救急医療確保及び院内感染防止等を図るため，予算の定めるところにより第２条に定める事業を行う市町村及び知事が必要と認める病院等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし，その交付については，鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第１号。以下「規則」という。）に定めるほか，この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費，補助金額及び交付決定の下限額）

第２条　補助金の交付の対象となる事業の種類，経費及びこれに対する補助金額は，別表のとおりとする。

２　前項の事業において，別表により施設ごとに算出された補助金額が，交付決定の下限額に満たない場合には，交付決定を行わないものとする。

（補助金の交付申請）

第３条　規則第３条の補助金等交付申請書は，別記第１号様式によるものとする。

２　規則第３条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は，次のとおりとする。

(1)　経費所要額調（別記第１２号様式）

(2)　事業計画書（別記第１３号様式）

(3)　工事仕様書

(4)　工事設計図

(5)　工事仕訳書

(6)　歳入歳出予算書の抄本（別記第１４号様式）

(7)　その他参考となるべき資料

３　補助金等交付申請書の提出期限は，知事の指定する日とする。

（交付の条件）

第４条　この補助金の交付の決定には，次の条件が付されるものとする。

(1)　事業の内容のうち，次のものを変更する場合には，知事の承認を受けなければならない。

ア　建物の設置場所（ただし，設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ　建物の規模，構造又は用途(ただし，機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

(2)　事業を中止し，又は廃止する場合には，知事の承認を受けなければならない。

(3)　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には，すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4)　事業により取得し，又は効用の増加した不動産及びその従物については，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで，知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け又は担保に供してはならない。

(5)　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には，その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6)　事業により取得し，又は効用の増加した財産については，事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに，その効率的な運営を図らなければならない。

(7)　補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第１９号様式による調書を作成

し，これを事業完了後５年間保管しておかなければならない。ただし，事業により取得し，又は効用の増加した財産がある場合は，前記の期間を経過後，当該財産の財産処分が完了する日，又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え，当該収入及び支出について証拠書類を整理し，かつ，当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。ただし，事業により取得し，又は効用の増加した財産がある場合は，前記の期間を経過後，当該財産の財産処分が完了する日，又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8)　補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には，その合計額）が１億円以上の施設整備を行う場合には、原則として５社以上の競争入札を行わなければならない。

(9)　補助事業を行うために請負契約を締結する場合は，一括下請負の承諾をしてはならない。

(10)　補助事業完了後に，消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は，第２０号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお，知事に報告があった場合には，当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(11)　市町村は，県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には，当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(12)　市町村は，間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には，(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)から(3)，(5)及び(10)中「知事」とあるのは「市町村長」と，「県」とあるのは「市町村」と，(4)中「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と読み替えるものとする。

(13)　(12)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には，あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(14)　間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付のあった場合には，その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（決定の通知）

第５条　規則第６条の規定による補助金の交付の決定の通知は，補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第６条　規則第７条第１項の補助事業の内容等の変更事由は，次に定めるとおりとする。

(1)　事業内容の変更で次に掲げるものの変更

ア　建物の設置場所（ただし，設置予定敷地内における設置場所の変更で，機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ　建物の規模，構造又は用途（ただし，機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(2)　補助金の交付決定額の増減を伴う変更（ただし，補助金額の２０パーセント以内の減額を除く。）

２　規則第７条第１項の規定による補助金等変更申請書は別記第３号様式によるものとし，同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1)　変更経費所要額調（別記第１２号様式）

(2)　事業変更計画書（別記第１３号様式）
(3)　工事仕様書
(4)　工事設計図
(5)　工事仕訳書
(6)　歳入歳出予算書の抄本（別記第１４号様式）
(7)　その他参考となるべき資料
３　規則第７条第３項において準用する規則第６条の規定による通知は，変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第４号様式）により，変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第５号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）
第７条　規則第８条第１項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は，交付の決定の通知を受けた日から起算して１４日を経過した日までとする。

（状況報告）
第８条　規則第１１条の規定による状況報告は，別記第１５号様式により毎年度１月１０日までに行うものとする。
２　補助事業者は，補助事業が予定の期間内に完成の見込みがないと認めるときは，その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し，その指示を求めなければならない。

（事業の補助金交付決定前着手）
第９条　補助事業者等が，やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業に着手する場合には，事前着手承認申請書（別記第６号様式）を知事に提出し，その承認を受けなければならない。
２　前項の承認は，事前着手承認通知書（別記第７号様式）により通知する。

（実績報告）
第１０条　規則第１３条の補助事業等実績報告書は，別記第８号様式によるものとする。
２　規則第１３条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は，次のとおりとする。
(1)　経費所要額精算書（別記第１６号様式）
(2)　事業実績報告書（別記第１７号様式）
(3)　当該事業にかかる歳入歳出決算書（見込）の抄本（別記第１８号様式）
(4)　補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
(5)　契約書の写し
(6)　補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと）
(7)　工事仕様書，工事設計図及び工事仕訳書
(8)　建築基準法第７条第５項の規定による検査済証の写し
(9)　その他参考となるべき資料
３　第１項の補助事業等実績報告書の提出期限は，事業完了後２０日以内又は毎年度の３月３１日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）
第１１条　規則第１４条の規定による補助金の額の確定の通知は，補助金交付確定通知書（別記第９号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）
第１２条　規則第１６条第１項の補助金等交付請求書は，別記第１０号様式のとおりとする。
２　この補助金は，概算払により交付することができる。
３　規則第１６条第３項の概算払申請書は別記第１１号様式のとおりとする。

（財産の処分の制限）
第１３条　知事の承認を受けて規則第２１条第１号の財産を処分することにより収入があった場合には，その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（雑則）
第１４条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附　則
１　この要綱は、昭和６３年４月１日から施行する。
２　へき地医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和５６年１月６日制定）及び救急医療施設整備費補助金交付要綱（昭和５３年３月２４日制定）は，廃止する。
３　この要綱は，この要綱の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し，同日前に交付の決定がなされた補助金にあつては，なお従前の例による。

附　則
この要綱は，平成２年１２月１４日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成２年度分の補助金から適用する。

附　則
この要綱は，平成６年８月５日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成６年度分の補助金から適用する。

附　則
この要綱は，平成６年１１月４日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成６年度分の補助金から適用する。

附　則
この要綱は，平成７年１０月２０日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成７年度分の補助金から適用する。

附　則
この要綱は，平成８年１１月１３日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成８年度分の補助金から適用する。

附　則
この要綱は，平成１０年１月１３日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成９年度分の補助金から適用する。

附　則
この要綱は，平成１１年２月１日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成１０年度分の補助金から適用する。

附　則
この要綱は，平成１２年２月２１日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成１１年度分の補助金から適用する。

附　則
この要綱は，平成１３年２月１５日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成１２年度分の補助金から適用する。

附　則
１　この要綱は，平成１４年３月１９日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成１３年度分の補助金から適用する。
２　この要綱の施行の際現に改正前の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

附　則

この要綱は，平成１４年９月２６日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成１４年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成１５年７月１５日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成１５年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成１５年１０月１日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成１５年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成１７年１月２８日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成１６年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成１７年４月２８日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成１７年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成２１年１１月２７日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成２１年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成２２年６月４日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成２２年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２３年１１月１５日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成２３年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成２５年６月２７日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成２５年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成２６年６月１９日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成２６年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成２６年１１月１４日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成２６年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成２７年１０月５日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成２７年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成２９年３月８日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成２８年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成２９年１０月２７日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成２９年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，平成３０年１０月１５日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は平成３０年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，令和元年１０月２４日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は令和元年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，令和３年１月１５日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は令和２年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，令和４年１月１１日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は令和３年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，令和４年６月８日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は令和４年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，令和４年９月２０日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は令和４年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，令和６年１月３１日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は令和５年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，令和６年８月２８日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は令和６年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，令和６年１２月９日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は令和６年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は，令和７年５月１３日から施行し，改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は令和７年度分の補助金から適用する。

別　表（第２条関係）

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基　　準　　額	補　助　金　額	交付決定の下限額
へき地医療拠点病院施設整備事業	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築，増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 １　検査，放射線，手術部門（検査室，照射室，操 作室，手術室，回復室，準備室，浴室，廊下，便所，附属設備等） ２　病棟（病室，診察室，処置室，記録室，患者食堂，寝具倉庫，バルコニー，廊下，便所，暖冷房，附属設備等） ３　医師住宅	次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 １　診療部門　1,000 ㎡ ２　医師住宅　１戸当たり 80 ㎡（ただし２戸を限度とする）	次に掲げる額のうち最も少ない額（ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 か所につき 2,500 千円
過疎地域等特定診療所施設整備事業	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築，増築，改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 １　診療所（診察室，処置室，薬剤室，エックス線室，暗室，待合室，看護師居室，玄関，廊下等） ２　医師又は歯科医師住宅 ３　看護師住宅	次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 １　診療部門　160 ㎡ ２　医師住宅　80 ㎡ ３　看護師住宅　80 ㎡	次に掲げる額のうち最も少ない額に４分の３を乗じて得た額（ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 か所につき 2,500 千円（ただし，改修の場合について，1,000 千円
休日夜間急患センター施設整備事業（ただし，市町村が実施するものを除く。）	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室，処置室，薬剤室エックス線室，検査室，事務室，待合室，仮眠室，病室，便所，玄関，廊下，暖冷房，附属設備等	次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 １　人口 10 万以上の場合　150 ㎡（ただし，特別に必要がある場合は 300 ㎡を限度とする。） ２　人口５万以上 10 万未満の場合　100 ㎡（ただし，特別に必要がある場合は 200 ㎡を限度とする。）	次に掲げる額のうち最も少ない額に 0.33 を乗じて得た額（ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	－

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基　　準　　額	補　助　金　額	交付決定の下限額
病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 （ただし，市町村が実施するのを除く。）	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の各部門の新築，増改築に要する工事費又は工事請負費 　診察室，処置室，手術室，薬剤室，エックス線室，検査室，待合室，仮眠室，病室（救急専用病室・心臓病専用病室（ＣＣＵ）・脳卒中専用病室（ＳＣＵ）），便所，玄関，廊下，暖冷房，附属設備等	次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じた額とする。 基準面積　　150 ㎡ （ただし，特別に必要がある場合は 300 ㎡を限度とする。また，心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合は，１床当たり（２床を限度とする。）15 ㎡を加算し，脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合は，１床当たり（２床を限度とする。）15 ㎡を加算する。）	次に掲げる額のうち最も少ない額に 0.33 を乗じて得た額 （ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額	－
救命救急センター施設整備事業 （ただし，市町村が実施するものを除く。）	救命救急センターとして必要な次の各部門の新築，増改築に要する工事費又は工事請負費 １　病棟（病室，集中治療病室（ＩＣＵ），記録室，処置室，診察室，寝具倉庫，バルコニー，廊下，便所，暖冷房，附属設備　等） ２　診療棟（検査室，エックス線室，操作室，手術室，回復室，準備室，浴室，診察室，廊下，待合室，便所，暖冷房，附属設備　等 ３　その他（事務室，機械室，自家発電室　等） ４　脳卒中専用病室（ＳＣＵ） ５　小児救急専門病床（小児専門集中治療室） ６　心臓病専用病室（ＣＣＵ） ７　重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）	次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じた額とする。 基準面積　2,300 ㎡ （ただし，30 床未満の場合は，１床当たり 30 ㎡を減じるものとし，脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合は，１床当たり（４床を限度とする。）15 ㎡を加算し，小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は，１床当たり（６床を限度とする。）15 ㎡を加算し，心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合は，１床当たり（４床を限度とする。）15 ㎡を加算し，重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は，１床当たり（４床を限度とする。）15 ㎡を加算する。）	次に掲げる額のうち最も少ない額に 0.33 を乗じて得た額 （ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額	－
	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	ヘリポート 1 医療機関当たり 92,489 千円		－

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基　　準　　額	補　助　金　額	交付決定の下限額
	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）として必要な次の部門の新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費 　病棟（脳卒中専用病室，廊下，便所，暖冷房，附属設備等）	次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じた額とする。 　基準面積 15 ㎡×脳卒中専用病床数（ただし，４床を限度とする。）		－
	小児救急専門病床（小児専門集中治療室）として必要な次の部門の新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費 　病棟（小児専門集中治療室，廊下，便所，暖冷房，附属設備　等）	次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じた額とする。 　基準面積 15 ㎡×小児救急専門病床数（ただし，６床を限度とする。）		
	心臓病専用病室（ＣＣＵ）として必要な次の部門の新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費 　病棟（心臓病専用病室，廊下，便所，暖冷房，附属設備等）	次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じた額とする。 　基準面積 15 ㎡×心臓病専用病床数（ただし，４床を限度とする。）		
	重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）として必要な次の部門の新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費 　病棟（重症外傷用集中治療室，廊下，便所，暖冷房，附属設備　等）	次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じた額とする。 　基準面積 15 ㎡×重症外傷専門病床数（ただし，４床を限度とする。）		
	救命救急センターとして必要な新築，増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	補強が必要と認められるもの 　基準面積 2,300 ㎡×51,300 円		

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基　　準　　額	補　助　金　額	交付決定の下限額
院内感染対策施設整備事業 （ただし，「院内感染対策事業実施要綱」第１の２に掲げる事業の実施主体が実施するものに限る。）	医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	１室当たり 15,724 千円とし，空調設備（空気清浄度クラス１万以上）を整備する場合は 35,787 千円を加算する。	次に掲げる額のうち最も少ない額に３分の１を乗じて得た額 （ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	
医療施設近代化施設整備事業 （ただし，市町村が実施するものを除く。）	医療施設の患者の療養環境医療従事者の職場環境，衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築，増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 １　精神病棟 (1) 病棟（病室，診察室，処置室，記録室，患者食堂，談話室，機能訓練室，浴室，寝具倉庫，バルコニー，廊下，便所，暖冷房，附属設備等） (2) 次に掲げる整備のうち知事が認める部門 ア　患者療養環境改善整備 イ　医療従事者職場環境改善整備 ウ　衛生環境改善整備 エ　業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 オ　乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備 (3) 電子カルテシステムの整備	次により算定された額の合計額とする。 １　精神病棟 (1)及び(2)に掲げる基準面積（=(1)+(2)）に知事が別に定める単価を乗じた額と，(3)により算定された額との合計額とする。 (1) 病棟整備 ア　１床ごとの病室面積を 6.4 ㎡以上かつ１床当たりの病棟面積を 18 ㎡以上確保する場合 25 ㎡×整備後の整備区域の病床数 イ　１床ごとの病室面積を 5.8 ㎡以上かつ１床当たりの病棟面積を 16 ㎡以上確保する場合 22 ㎡×整備後の整備区域の病床数 (2) 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の３の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 ア　整備区域の病床数を 20%以上削減する場合 25 ㎡×整備後の整備区域の病床数	次に掲げる額のうち最も少ない額に 0.33 を乗じて得た額 （ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	－

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基　　準　　額	補　助　金　額	交付決定の下限額
		イ　整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 (3)「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の３の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 １床当たり605千円×整備後の整備区域の病床数 ただし，精神病棟の整備事業において，整備区域の整備後の病床数は１病院150床（公的団体及び持ち分のない法人は300床）を限度とする。		
	２　診療所 （診察室，処置室，薬剤室，エックス線室，暗室，待合室，看護師詰め所，玄関，廊下，便所，暖冷房，附属設備，救急患者搬入口，スロープ，療養指導室等） ただし，改修等により療養病床を整備する診療所にあっては，次のとおりとする。 （病室，診察室，処置室，記録室，患者食堂，談話室，機能訓練室，浴室，寝具倉庫，バルコニー，廊下，便所，暖冷房，附属設備等(外来部門を除く。))	２　診療所 (1) 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じて得た額とする。 ア　無床の場合 160㎡ イ　有床の場合 (ｱ) ５床以下の場合 240㎡ (ｲ) ６床以上の場合 760㎡ (2) 改修等により療養病床を整備する診療所 １床当たり4,616千円×整備後の療養病床の病床数		
	３　療養病床療養環境改善事業 （機能訓練室，患者食堂，浴室，附属設備等）	３　療養病床療養環境改善事業 (1)及び(2)に掲げる基準面積（=(1)+(2)）に知事が別に定める単価を乗じた額と，(3)により算定された額との合計額とする (1) 機能訓練室 １医療機関当たり 40㎡		

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基　　準　　額	補　助　金　額	交付決定の下限額
		(2) 患者食堂 療養病床１床当たり 1 ㎡ (3) 浴室 浴室１か所当たり 13,493 千円 （ただし，特に知事が必要と認める場合は，26,989 千円とする。）		
へき地診療所施設整備事業	へき地診療所として必要な次の各部門の新築，増築，改築（老朽度が著しいため，診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 及び買収に要する経費 (1)診療所 （診察室，処置室，薬剤室，エックス線室，暗室，待合室，看護師居室，玄関，廊下等） (2)医師住宅 (3)看護師住宅	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1)診療部門 ア無床の場合　160 ㎡ イ有床の場合 (ｱ) ５床以下　240 ㎡ (ｲ) ６床以上　760 ㎡ (2)医師住宅　80 ㎡ (3)看護師住宅　80 ㎡	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額（ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	１か所につき 1,000 千円
基幹災害拠点病院施設整備事業（ただし，市町村が実施するものを除く。）	基幹災害拠点病院として必要な新築，増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	(1)補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡×51,300 円 (2)耐震構造指標であるIs 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 ㎡×243,800 円	次に掲げる額のうち最も少ない額に 0.5 を乗じて得た額（ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	基幹災害拠点病院施設整備事業（ただし，市町村が実施するものを除く。）
	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費	備蓄倉庫１医療機関当たり 190,007 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に 0.33 を乗じて得た額（ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	
	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	非常用自家発電設備１医療機関当たり 174,094 千円		
	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費	受水槽１医療機関当たり 160,434 千円		
	研修部門整備に必要な工事費又は工事請負費	研修部門１医療機関当たり 146,161 千円		
	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	ヘリポート１医療機関当たり 171,356 千円		

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基　　準　　額	補　助　金　額	交付決定の下限額
	給水設備整備（地下水利用のための設備整備，受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	給水設備１医療機関当たり 75,443 千円		
	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	燃料タンク１医療機関当たり 34,791 千円		
地域災害拠点病院施設整備事業（ただし市町村が実施するものを除く。）	地域災害拠点病院として必要な新築，増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	(1)補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡×51,300 円 (2)耐震構造指標であるIs 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 ㎡×243,800 円	次に掲げる額のうち最も少ない額に 0.5 を乗じて得た額（ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	
	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費	備蓄倉庫１医療機関当たり 53,594 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に 0.33 を乗じて得た額（ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	
	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	非常用自家発電設備１医療機関当たり 174,094 千円		
	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	受水槽１医療機関当たり 160,434 千円		
	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	ヘリポート１医療機関当たり 92,489 千円		
	給水設備整備（地下水利用のための設備整備，受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	給水設備１医療機関当たり 75,443 千円		
	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	燃料タンク１医療機関当たり 34,791 千円		
死亡時画像診断システム等施設整備事業	死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築，増築，改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	１施設当たり (1)死亡時画像診断室整備の場合 42,621 千円 (2)解剖室整備の場合 105,782 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に 0.5 を乗じて得た額 （ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額	－

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基　　準　　額	補　助　金　額	交付決定の下限額
医療施設防災対策事業	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む。）整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし，消火ポンプユニットを整備する場合は（1），（2）に限り１施設当たり2,350千円を加算する。 （1）通常型スプリンクラー 対象面積１㎡当たり 基準単価　　23千円 （2）水道連結型スプリンクラー 対象面積１㎡当たり 基準単価　　22千円 （3）パッケージ型自動消火設備 対象面積１㎡当たり 基準単価　　27千円 （4）消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積１㎡当たり 基準単価　　26千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 （ただし，1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	－
	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	自動火災報知設備を新設する場合 １施設当たり 1,222千円	次に掲げる額のうち最も少ない額（ただし，1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	
医療施設地球温暖化対策整備事業	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費	１医療機関当たり 104,518千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に0.33及び0.95を乗じて得た額 （ただし，1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	－

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基　　準　　額	補　助　金　額	交付決定の下限額
医療機器管理室施設整備事業	医療機器管理室として必要な新築，増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積　　80 ㎡	次に掲げる額のうち最も少ない額に 0.33 及び 0.95 を乗じて得た額 （ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	－
医療施設等耐震整備事業	医療施設等耐震整備として必要な新築，増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡×51,300 円 (2) ア　耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する二次救急医療機関等 イ　耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 ㎡×243,800 円	次に掲げる額のうち最も少ない額に 0.5 及び 0.95 を乗じて得た額 （ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	－
救急ヘリポート施設整備事業	入院を要する（第二次）救急医療体制病院へのヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	ヘリポート１医療機関当たり 58,044 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に 0.33 を乗じて得た額（ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	－
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	対象の長さ１ｍ当たり基準単価　　93 千円 （ただし 30ｍを上限とする。）	次に掲げる額のうち最も少ない額に３分の１を乗じて得た額 （ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基　　準　　額	補　助　金　額	交付決定の下限額
周産期医療施設整備事業	産科医療機関として必要な次の各部門の新築，増築，改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療部門 （分娩室，病室等） (2) 宿泊施設	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 194 ㎡ (2) 宿泊施設 室数×40 ㎡ （ただし２ 室を限度とする。）	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 （ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 か所につき 1,000 千円
	分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築，増築，改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室，病室，入所室等 (2) 宿泊施設	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 分娩室、病室、入所室等 194 ㎡ (2) 宿泊施設 室数×40 ㎡ （ただし２ 室を限度とする。）	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 （ただし，1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 か所につき 1,000 千円

（備考）１　建築面積が基準面積を下回るときは，当該建築面積を基準面積とする。
２　知事が別に定める単価については，次の付表によるものとする。

付表１平方メートル当たり単価表

（単位：円）

施設の名称	種目等		構造別	単価
へき地医療拠点病院	病棟		鉄筋コンクリート	２６４，４００
			ブロック	２３０，９００
	診療棟		鉄筋コンクリート	２９５，１００
			ブロック	２５８，５００
	医師住宅		鉄筋コンクリート	１９８，３００
			ブロック	１７２，５００
			木造	１９８，３００
過疎地域等特定診療所	一般地区		鉄筋コンクリート	１９８，３００
			ブロック	１７２，５００
			木造	１９８，３００
	離島地区		鉄筋コンクリート	２１２，２００
			ブロック	１８５，４００
			木造	２１２，２００
休日夜間急患センター			鉄筋コンクリート	２０８，２００
			ブロック	１８０，９００
			木造	２０８，２００
病院群輪番制病院 共同利用型病院			鉄筋コンクリート	２９５，１００
救命救急センター			鉄筋コンクリート	２９５，１００
医療施設近代化施設	病院		鉄筋コンクリート	２６４，４００
			ブロック	２３０，５００
	診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	１９８，０００
			ブロック	１７２，２００
			木造	１９８，０００
		離島地区	鉄筋コンクリート	２１２，２００
			ブロック	１８５，０００
			木造	２１２，２００
へき地診療所	一般地区		鉄筋コンクリート	１９８，３００
			ブロック	１７２，５００
			木造	１９８，３００
	離島地区		鉄筋コンクリート	２１２，２００
			ブロック	１８５，４００
			木造	２１２，２００
医療機器管理室			鉄筋コンクリート	２９５，１００
産科医療機関	診察部門		鉄筋コンクリート	２６４，４００
			ブロック	２３０，９００
			木造	２６４，４００
	宿泊施設		鉄筋コンクリート	２９４，８００
			ブロック	２５７，９００
			木造	２９４，８００
分娩取扱施設	分娩室, 病室, 入所室等		鉄筋コンクリート	２６４，４００
			ブロック	２３０，９００
			木造	２６４，４００
	宿泊施設		鉄筋コンクリート	２９４，８００

分　娩　取　扱　施　設	宿泊施設	ブ　ロ　ッ　ク	２５７，９００
		木　　造	２９４，８００

（注）１　上記基準単価は，新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり，建築単価が基準単価を下まわるときは，当該建築単価を基準単価とする。

２　既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については，別途知事に協議して承認を得た額とする。

３　離島地区とは，離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項，奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。